



監査結果報告書

平成28年5月12日

社会福祉法人 真光会
理事長 様

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した社会福祉法人真光会の平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)監査結果について次のとおり報告します。

監事 松田明彦 

監事 伊田強 

| | |
|--------|---|
| 監査日時 | 業務監査 平成28年5月6日(金) 14時00分～ 会計監査 平成28年5月7日(土) 10時00分～ |
| 監査場所 | 特別養護老人ホーム 三和荘 |
| 監査実施内容 | 別紙 1の通り |
| 監査結果 | <p>監事の意見</p> <p>(1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。</p> <p>(2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。</p> <p>(3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。</p> <p>(4) 資金収支計算書及び事業活動計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入(収益)と支出(費用)の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。</p> |

監査項目と監査結果

| 監査項目 | 適 | 否 | 指摘事項・意見等 |
|----------|---|---|---|
| 定 款 | ○ | | 理事長専決規程は、定款細則として位置付けること。 |
| 理事会・評議員会 | ○ | | |
| 事業計画 | ○ | | |
| 当初・補正予算 | ○ | | |
| 事業報告 | ○ | | |
| 決 算 | ○ | | 新会計基準により、発生主義による決算が行われている 引当金の中で賞与引当金の計上があれば更に良い。 |
| 会計処理 | ○ | | |
| 資産管理 | ○ | | 借入金返済は終了されておりますので、今後は、建物等 の再取得の為、資金を積み立てることを提案します。 |
| 借入金償還 | ○ | | |
| 寄付金 | ○ | | |
| 就業規則 | ○ | | |
| その他の諸規定 | ○ | | |
| 入所者処遇 | ○ | | |
| 預り金管理 | ○ | | |
| そ の 他 | ○ | | 今後の介護保険の改正、及びデイケア等の施設の増加へ の対応に備えておくこと。 |